

平成24年 9 月 7 日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯
2 番	稲 富	雅 和
3 番	勝 屋	弘 貞
4 番	竹 下	勇
5 番	角 田	一 美
6 番	伊 東	茂
7 番	松 尾	勝 利
8 番	松 本	末 治

9 番	光 武	学
10 番	徳 村	博 紀
11 番	福 井	正
12 番	水 頭	喜 弘
13 番	橋 爪	敏
14 番	松 尾	征 子
15 番	橋 川	宏 彰
16 番	中 西	裕 司

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総務部長兼総務課長		藤	田	洋	一郎
市民部	長	迎		和	泉
産業部	長	中	川		宏
建設環境部	長	平	石	和	弘
会計管理者兼会計課長		中	村	博	之
企画課長兼選挙管理委員会事務局長		打	上	俊	雄
財政課	長	寺	山	靖	久
市民課	長	田	中	一	枝
税務課	長	大	代	昌	浩
福祉事務所	長	橋	村		勉
保険健康課	長	栗	林	雅	彦
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
農林水産課参事		橋	口		浩
商工観光課	長	有	森	滋	樹
まちなみ建設課	長	森	田		博
環境下水道課	長	福	岡	俊	剛
水道課	長	松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		土	井	正	昭
同和対策課長兼生涯学習課参事		松	浦		勉
監査委員		植	松	治	彦

平成24年 9 月 7 日（金）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
日程第 4 「中西議長の不信任」（案）の動議（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開会

○議長（中西裕司君）

おはようございます。ただいまから平成24年鹿島市議会 9 月定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして申し上げます。

議会には、先例等申し合わせ事項で議会における服装についての規定がありますが、今期定例会においては、ノーネクタイのクールビズ対応としたいと思います。

なお、議場での上着の着用については個人の裁量に任せたいと思います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中西裕司君）

まず、日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、7 番松尾勝利君、8 番松本末治君、9 番光武学君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（中西裕司君）

次に、日程第 2. 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり、本日 9 月 7 日から 9 月 28 日までの 22 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は 22 日間と決定いたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の 9 月定例会に市長から報告 3 件、議案 13 件の提出がありました。報告事

項、議案番号及び議案名は、お手元に配付いたしております議案書の目次に記載のとおりでございます。

次に、監査委員から平成23年度に係る平成24年5月分、平成24年度5月分及び6月分の出納検査結果に関する報告があつております。その写しをお手元に配付いたしております。御了承をお願いいたします。

次に、去る6月定例会において可決になりました意見書第3号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書、意見書第4号 有明海の再生につながる開門調査の早期実現を求める意見書、意見書第5号 教育予算の拡充を求める意見書は、6月22日に各関係機関に送付いたしております。御了承をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（中西裕司君）

次に、日程第3. 議案の一括上程であります。

報告第8号から報告第10号及び議案第38号から議案第50号までの13議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おはようございます。

本日、ここに鹿島市議会平成24年9月の定例会を招集して、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、鹿島市を取り巻きます最近の情勢や今後の主要な施策について申し上げます。

まず、7月11日から14日にかけて、九州北部を中心に記録的な雨量となりました「平成24年7月九州北部豪雨」は、各地で河川氾濫や土砂災害を引き起こすなど、甚大な被害をもたらし、とうとい人命も奪われたところでございます。ここに深く哀悼の意を表しますとともに、被災された地域の皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

本市におきましては、一時は、50年前の水害を思い起こさせる降り方でもありましたものの、幸いに人的な被害はございませんで、小規模な崖崩れが数カ所で発生するという程度でありましたけれども、有明海沿岸には対岸から大量の流木などが流れ着いております。

一方、東日本大震災に係る復興については、必ずしも順調な道筋がついているとは言えない状況にある中で、8月29日には内閣府から「南海トラフ巨大地震」により甚大な被害が想定されとの公表がありました。

台風や高潮、大雨によるたび重なる水害で、非常に苦しめられてきました本市にありましては、「万が一」を想定して、日ごろから災害に対する備えを怠らず、意識を強く持つておくことが必要であります。加えまして、新たな地震への備えについても検討していかなけれ

ばならない状況となったわけで、自分たちの足元を取り巻く環境をじっくりと見回してみることが重要であると考えております。

この考えから、改めて「鹿島市まちづくり推進構想」、別名「鹿島ニューディール構想」と呼んでおりますものに対する思いを一層強くしたところでございます。

この「鹿島ニューディール構想」につきましては、その実現を市民の総意で後押しをしようという思いのもとに、区長会におかれて事業推進のための署名活動に取り組まれました。その結果、去る8月17日に要望書と市民の皆様「8,331人分」の御署名を提出いただいたところでございます。

私もしばしばお話を申し上げておりますけれども、鹿島市が「佐賀県南西部の拠点都市として復活できるよう力強く事業を推進してもらいたい、また、老朽化が進み、耐震化が必要な県の施設がこれまで通り市内での立地を継続されるように」との市民の皆様の強い願いと熱い思いが込められておりまして、私たちも皆様からの大きな後押しを受けて、大変な勇気をいただいたと思っております。

今後、このような市民の皆様の思いを背にいたしまして、この構想の実現に向けまして全力で邁進していく所存でございます。これに関連する議案を本定例会に提案いたしておりますので、市民の皆様、議会の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

次に、「早稲田大学入江正之研究室鹿島分室」の開設について申し上げます。

熊本県出身であります「入江正之教授」、この方は、建築デザインを介した生活空間支援の実践的研究というものを初め、スペインのカタルーニャ地方の建築史を研究され、「アントニオ・ガウディ・イ・コルネットに関する一連の研究」ということで日本建築学会賞を受賞されるなど、建築デザインと空間の利用において非常に著名な教授でいらっしゃいます。

この入江教授は、私が著しました本をきっかけに、鹿島市のまちづくりを研究題材として選定されまして、これまで3年間にわたり「まちなかの賑わい創出」、「歴史的建造物の活用」についての調査研究を行ってこられました。また、昨年の8月とことしの3月には、鹿島市のまちづくりに関して研究成果を発表しておられます。これらの成果につきましては、6月に発表いたしました「鹿島ニューディール構想」の柱の一つでございます「鹿島シビックセンター再整備構想」をまとめる上で参考とさせていただいております。

鹿島市のまちづくりを長期的に展望していく上では、既存の課題や問題意識に対症療法的に対応していくだけではなくて、まちのあるべき姿を提言し、その姿を実際の地域において具現化していくことが必要となります。このように、大学、行政、市民組織などが連携協力をする「官学民連携」のまちづくりを進めていくことは、本市にとりましても地域活性化に寄与することが期待できると同時に、地域のイメージアップやPR効果が大きく、さらには大学の長期休暇中を中心に、学生や教授、先生などが鹿島市に訪れていただくことで、交流人口の拡大や新たな分野の活動展開なども期待できると考えております。

このような経過や考え方を踏まえまして、市民組織の協力を得て、「入江正之研究室鹿島分室」が公式な早稲田大学の研究機関として、８月３日に私たちのまちに開設されたところでございます。これからは、中心市街地再開発だけではなく、鹿島市のさまざまな課題に関し、入江研究室を初め、さらに大学が抱えておられる多くの人材の皆さんと連携を図りまして、「官学民連携」によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、国際交流について申し上げます。

最近の国際情勢を見ておりますと、特に外交の面では、竹島問題、尖閣諸島問題など、領土問題を起因とした近隣諸国との摩擦が懸念されております。

ところで、私たちのまち鹿島市は、韓国の全羅南道にあります高興郡と友好結縁を締結してから15年間、領土問題などで一時的に行き来を控えることはありましたが、お互いの深い信頼関係のもと、交流が途絶えたことはございません。

最近の本市における国際交流の動きについて申し上げますと、６月には、中国・上海市の青浦区というところの議会訪問団が県内自治体との交流の一環として鹿島市を訪問され、また７月には、私自身、「2012高興仙亭マッドリンピック」の式典参加のため、民間交流団とともに訪韓して交流を深めてまいりました。８月には、北鹿島小学校の姉妹校であります高興郡の大西初等学校の子供たちが鹿島市を訪問し、ホームステイなどを通じ、互いのきずなはさらに深まっております。

さらに、道の駅鹿島の直売所「千菜市」においては、九州の道の駅では初めての海外のアンテナショップということで、高興郡の特産品を取り扱うアンテナショップがオープンをして、これからの経済交流に向けての新たな一步を踏み出したところでございます。

今後、高興郡との経済的な交流が発展していくことを期待いたしております。また、そのほかの国々についても、より交流が深まるということを期待しているところでございます。

次に、鹿島市立保育所みどり園の民営化について申し上げます。

鹿島市では、平成18年３月に「行政の責務として、可能な限り現在の行政サービス水準を確保しながら、財政基盤を維持強化し、足腰の強い行財政運営の実現」を図るということを目的といたしました「鹿島市行財政改革大綱」を策定いたしております。これは、当時想定をされておりました国の「三位一体改革」による地方交付税の急激な削減、それから近隣市町と模索をしておりました合併協議が不調に終わった、このままでは市民サービスの維持が困難になる、そういうことが予想されましたために、組織の見直しや可能な限りの経費削減対策を行うこととしたためでございます。その一環として、初めて「みどり園の民営化」という対応が打ち出されたわけでございます。

平成23年３月に策定をいたしました「第二次鹿島市行財政改革大綱」におきましても、施設運営の効率化を図り、市役所の組織体制を見直し、限りある行政資源を最大限に活用するという考え方のもとに、当初の計画どおりに平成25年度までに民営化するという方針を改め

て示した次第でございます。

「保育サービスの向上を図る」、「保育行政全体のサービスの質を落とさない」という視点を持ちながら、民営化の作業を進めてきたところでございます。働く女性の増加や就業形態の多様化などにより、さまざまな保育サービスが求められるようになりました。こうした多様化する保育ニーズに積極的に応えるためにも、より柔軟に対応できる民間保育所へ移行するとの既定方針に沿って、今回、制度面の手当てをお願いするものでございます。

運営事業者の選定に当たりましては、「鹿島市立保育所みどり園運営事業者公募要領」により、子供の視点に立ったよい保育を実施できる運営事業者を公募して、「鹿島市立保育所みどり園運営候補者選定委員会」による審査を行った結果、「社会福祉法人ことじ会」を運営事業者として選定いたしました。

民営化に当たり、本定例会に提案をしております議案の中でも審議をしていただくこととなりますが、園舎や設備につきましては無償でこれを譲渡して、用地につきましても無償で貸し付けたいと考えております。

今後は、平成25年4月から円滑に移行できますように、来月10月から来年3月までの間、みどり園職員との共同保育を計画いたしております。

とりわけ市立保育所の民営化は、保育所の設置主体、運営主体を変更するものでありまして、保護者の皆様の中には民営化に不安を感じておられる方が少なからずいらっしゃることも事実でございます。これまで、保護者の皆様の初め、みどり園運営委員会や地域の皆様と話し合いを重ねながら、関係者の皆様の御理解を得るよう努めてまいりました。保育所みどり園は、設立以来、北鹿島地区の皆様を初め、鹿島市の保育サービスの拠点として頼りにされ、親しまれてきたところでございます。これからも、今以上に地域に根差した保育所になれるように、関係者一同、精いっぱい努力をしてまいりたいと考えております。改めて、市民の皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

最後に、「伊能忠敬鹿島測量200年記念事業」の取り組みについて申し上げます。

ことは、御承知のように、全国を実測して正確な日本地図の完成に大きく貢献をされました伊能忠敬という人が、鹿島の地を初め、佐賀の地を測量してからちょうど200年という節目の年に当たります。私は、偉大な功績を残された「伊能忠敬」をしのび、記念事業を実施したいということで、県内の各市町へも連携を呼びかけてまいりました。その中で、佐賀市が8月3日から5日にかけて、「伊能図全国巡回フロア展 in 佐賀」ということで、市村記念体育館において実施をされたところでございます。また、本日の新聞をごらんになった方はお気づきだと思いますが、民間団体の主催によりまして、県内各地で長期に連続のウォーキングという計画が発表をされております。

鹿島市におきましては、かつての鹿島鍋島藩の領地でございまして、初代藩主の「鍋島忠茂公」の墓所がございまして千葉県佐原、現在は合併して香取市となっておりますが、伊能忠

敬の旧宅がここにあったという深い歴史的な御縁もございまして、香取市と連携をして「伊能忠敬鹿島測量200年」をテーマとした記念事業に、今年9月から12月にかけて、長期にわたり取り組んでいくことにいたしております。

まず、明日、9月9日の「第15回かしま伝承芸能フェスティバル」におきまして、伊能忠敬の故郷でございます香取市、ここから「佐原囃子」の皆さんがおいでになって特別出演していただくのを皮切りに、10月からエイブルにおいて「伊能忠敬と鹿島」と題した企画展示を開催いたします。

また、市内の小・中学校では、夏前から総合学習の中で「伊能忠敬」についての学習に取り組んでいただいておりますし、10月には、その成果発表の場として、劇や作文の朗読など、子供たちによる「学校発表会」が行われる予定でございます。

特に10月19日から21日にかけては、200年前に測量隊が実際に歩いた道筋を忠実に再現する実測ウォーキングを初め、測量隊が食べられました食事の再現や、これを提供する、あるいは「伊能忠敬」の生涯を描いた映画の上映会を行う。肥前浜宿や中心商店街、七浦地区の道の駅鹿島、それから北鹿島地区の「諸国屋」さん、こういう一帯においても多彩なイベントが行われることになっております。また、これらの地区を循環バスが回る予定となっておりますので、市民の皆様はもとより、市外からも多くのお客様に来ていただくことを期待しているところでございます。

記念事業を実施するに当たり、これまで知られていなかった史実などを市民の皆様とともに学び、鹿島の歴史の再発見ができるものと思っております。

以上、定例会の開会に当たり、鹿島市を取り巻く最近の情勢や今後の主要な施策について申し上げます。今後とも、議会の皆様の御理解と御協力をお願いする次第であります。

それでは、提案をいたしております案件について、概要を説明いたします。

議案は、報告が3件、剰余金処分及び決算の認定が1件、条例の廃止が1件、条例の改正が4件、補正予算4件など、計16件でございます。

まず、報告第8号の専決処分事項の報告について申し上げます。

これは、交通事故によります損害賠償の専決処分であり、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。

次に、報告第9号 平成23年度鹿島市土地開発公社決算について申し上げます。

決算の概要といたしましては、平成23年度におきましては公有地の取得及び売却の事業は実施をしておりません。

したがいまして、その結果、損益につきましては、事業外収益の97,393円から一般管理費の14,630円を差し引いて、82,763円の経常利益となっております。この経常利益は平成24年度へ繰り越し、準備金として整理いたしております。

次に、報告第10号 平成24年度鹿島市土地開発公社事業計画変更について申し上げます。

佐賀県からの依頼によりまして、鹿島警察署建設用地取得事業が発生をいたしました。それに伴いまして、平成24年度の事業計画及び収入支出予算を変更いたすものでございます。

次に、議案第38号 平成23年度鹿島市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

水道事業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査意見書を付して提出するものでございます。

平成23年度の業務の概要につきましては、給水戸数9,383戸、給水人口2万7,311人に対しまして、年間配水量310万5,203立方メートルを供給いたしました。

一方、水利用の効率を示します有収率につきましては79.3%で、前年度より0.1ポイント減少いたしました。今後とも有収率の向上について努力を続けてまいり所存でございます。

財務の概要につきましては、事業収益521,810千円に対し、事業費419,380千円となり、当年度純利益は102,430千円となりました。

この利益剰余金の処分につきましては、その全額を減債積立金に積み立てるものとして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算認定とあわせまして提案をいたしております。

また、平成23年度の主な投資事業といたしましては、道路改良工事、下水道工事に伴う配水管の布設替及び配水管新設工事並びに電気計装設備及びポンプ取りかえ工事などに伴うもので66,511千円、企業債償還元金として236,295千円でございます。

以上、平成23年度水道事業決算について申し上げましたが、水道事業の公益性、重要性を十分に認識し、今後とも、安全でおいしい水の安定供給のため、計画的な水道施設の整備を図るとともに、健全な企業経営に努力してまいりたいと考えております。

続いて、提案をいたしております条例に関する議案についてでございますが、まず議案第39号 鹿島市立保育所みどり園の設置に関する条例を廃止する条例について申し上げます。

これは、先ほども少し御説明をいたしましたが、平成25年4月1日から市立保育所みどり園を民営化することに伴い、根拠となります条例を廃止し、関連する条例の改正をいたすものでございます。

次に、議案第40号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、それから、議案第41号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これらは、関連をいたします法令が一部改正されたということに伴いまして、いわば機械的に所要の条文の整備をいたすものでございます。

次に、議案第42号 鹿島市休日こどもクリニック設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

主な内容としましては、地方自治法の規定に基づき、条例において整備すべき規定などについて所要の改正をいたすものでございます。

条例関連議案の最後となります議案第43号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、伝統的建造物の文化的価値及び防火性能を高めるため、建築等を行うに当たって、防火上、制限をされている資材について改正をいたすものでございます。

続いて、提案をいたしております補正予算に関する議案についてでございますが、まず議案第44号 平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、災害や防災に関する事業を初め、事業確定に伴う経費の増減などについて計上をいたしております。予算の総額に525,780千円を追加して、補正後の総額を12,939,553千円といたすものでございます。

歳入につきましては、事業の決定、追加などに伴う国県支出金、負担金などを計上しますとともに、普通交付税、平成23年度決算剰余金としての繰越金などを計上いたしております。

歳出のうち、主な新規事業といたしましては、民生費では24時間体制の電話相談受付などを内容といたします障害者虐待防止事業、それから農林水産業費では流木処理を内容とする漁港海岸漂着ごみ緊急対策事業を計上いたしております。

新規事業以外に主なものといたしましては、農林水産業費では農商工連携推進事業、さの強い園芸農業確立対策事業を、また、商工費等では緊急雇用創出基金事業を、消防費では危機管理センター建設事業を増額計上いたしております。また、6月の梅雨前線豪雨によりまして、農道などの被害が発生しておりますので、その災害復旧事業費も計上をいたしております。

なお、今回、平成23年度決算剰余金の確定に伴い、地方財政法第7条の規定により、決算剰余金のうち2分の1相当額を財政調整基金へ積み立てるということをいたしております。

次に、議案第45号 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、平成23年度分の消費税が確定をいたしましたことにより、総務管理費の増額をお願いするものでございます。

次に、議案第46号 平成24年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、主に平成23年度に交付をされました療養給付費等負担金の精算に伴い返還金を増額し、また平成23年度の前期高齢者交付金などの決定に伴い交付額などを増減いたすものでございます。

補正予算関連議案の最後となります議案第47号 平成24年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、平成23年度決算に伴う繰越金と後期高齢者医療広域連合納付金を増額いたすものでございます。

次に、議案第48号 財産の譲与について及び議案第49号 財産の無償貸付について申し上げます。

これらは、保育所みどり園の新たな運営事業者に対しまして、園舎などを譲与し、また土地を無償で貸し付けたいということで、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案をいたすものでございます。

最後に、議案第50号 字の区域の変更について申し上げます。

県営中山間地域総合整備事業本浦・善王寺地区の施工に伴いまして、字の区域を変更するため、提案いたすものでございます。

以上、提案をいたしました議案の概要について御説明をいたしましたが、詳細につきましては、御審議の際に担当の部長、または課長から説明をいたさせますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

ただいま徳村博紀君外2名から議長の不信任案の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩します。直ちに議会運営委員会を開催しますので、議会運営委員は第1委員会室へお集まりください。

午前10時40分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（中西裕司君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、直ちに本動議を日程に追加し議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し議題とすることに決しました。

私自身に関する議題ですので、退席をさせていただきます。

それでは、議長席を副議長と交代いたします。

〔中西裕司君退場〕

日程第4 「中西議長の不信任」（案）の動議

○副議長（橋川宏彰君）

それでは、日程第4. 「中西議長の不信任」（案）についての審議に入ります。

ただいま除席されております中西議長から、地方自治法第117条ただし書きの規定によって、会議に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りします。この申し出に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

御異議なしと認めます。よって、中西議長の申し出に同意することに決定しました。

中西議長の入場を許します。

〔中西裕司君入場〕

○副議長（橋川宏彰君）

中西議長の発言を許します。

○議長（中西裕司君）

議長のお許しを受けましたので、今回の動議に対して、私なりの考え方を短目に皆さんに御説明をして御理解をいただきたいと思います。本日は多くの皆さんの傍聴もありまして、まず市民の皆様に対して、今回の件で御迷惑をかけたことについては深くおわびを申し上げたいと思います。

今回の件につきましては、私が議長になってから、開かれた議会としてさまざまなことをやってまいりました。その中で、生中継を初め、あるいはユーストリームを使った全世界への発表とかしまして、まさにこの議会もそのようなことになっております。ただ、市民と議会との関係で非常に身近になったというようなことで、さまざまな意見が市民から寄せられるようになっております。

今回のきっかけにもなったわけですが、そのようなことで、西日本新聞の記事によって今回、市民の皆様もこの件については多大な関心を持っておられるところであります。その実際については、なかなか私自身説明する機会がなくて、この場を設けていただいたことについては感謝を申し上げたいというふうに思っております。

時間がございませんので、実は、私は今回の件について、7月18日には西日本新聞社に記事についての問い合わせをしておるところであります。要点は、実際の記事が誘導記事である等のことを含めて、取材の仕方とかそういうことについての問い合わせをしております。9月4日には改めて情勢の変化があったということで、これは鹿島日報等に西日本新聞の記事が引用されて市内各地に回りましたので、それに対するさまざまな方策を私自身しなきゃいかんだろうということで、改めて9月4日に西日本新聞社に対して、公開質問状についてということで改めて抗議並びに記事の訂正ということで申しておるところであります。

全てを読めば一番わかりやすいんですが、その辺のことでちょっと要点だけ御説明を、そのときの新聞社に出している公開質問状の内容について御紹介をして私の発言にしたいというふうに思っております。

鹿島市のし尿の収集運搬は委託とあるけれども、完全な間違いである。委託ではなく、鹿島市の場合は許可でございます。記者の取材ミスであり認識不足がまずある。それが原因で一連の記事に結びついているのであるので、訂正をお願いしたいということ。

もう1つは、市会議員がし尿くみ取り手数料の引き上げをめぐっての3業者からの要望を受けたとされておりますけれども、そのような事実はありません。その当時の勉強会は、佐賀県環境整備事業協同組合理事長に講師を依頼して、その事業の歴史的な沿革や、あるいは現在掲げている関係省令等、現在の課題を提起してもらって、勉強会、意見交換を行ったのであります。当然、そのことについてはありませんし、実際6月の時点では、そのように業者から受けて市長に議長が物申したというような事実もあるかどうかを2議員が確認をされましたけれども、市長はそういうことはなかったということでされまして、その結果、私のほうにも御報告を伝えておられます。

また、6月中旬について、これは勉強会の質問項目というのは6項目にわたっておりまして、私が質問項目をまとめて業者の方に資料提供をしていただいてまとめ上げたというふうに私は理解しております。最初に酒食つき勉強会が手数料値上げを前提とした要請の場という新聞の書き方は、読者の皆さんに誤解を与える記事になっておるということでございます。それが1つ。

また、これは議会内部のことでございますけれども、6月20日に8名の議員が私のほうに見えられ、業者から要請を受け市長に要望したという議長の行為はなかったという発言をしていただいております。また、そのとき副議長は、自分たちが新聞の記事をとめたという発言があっておりますけれども、これについて、新聞社に対しては、そのようなことが勝手にストップできるのかどうかというようなことを改めて聞いております。その事実があったかどうかという、これは6月の時点での話であります。そういうことを明らかにしてほしいということで新聞社に申し上げます。

また、一問一答というものがありませんでしたが、この位置づけについて私自身、非常に理解に苦しみますので、その一問一答というのはどういう場面でどういうふうになっているのか、あるいは写真を掲載するについてはどのような——肖像権の問題ありますので、その辺のことがいかにあるのかということであります。

記者は、私に対しては非常に高圧的での取材活動でございまして、約束を破ったりする記者でございますが、そのようなことで、取材の方法そのものが、いわゆる——取材の自由というのは私も尊重しております。これは憲法上の問題ですから、国民は当たり前だと思っておりますが、その権利の濫用ということに私は今回つながっているのではないかなと。やはり私、公人と言われますけれども、人権もあるんじゃないかと。侵害となるようなことが今回あったのではないかなということで、新聞社に対して良心に基づいて回答をお願いしたいということをしております。

最後になりますが、これは、私の20年間の政治活動の今回、真価が問われていると私自身思っております。公平、公正、公開の原則で、ほかの政治権力から圧力を受けても、それをはねのけ、自分の信じる政治理念に基づいて政治活動をやってきたつもりでおります。今回の新聞の記事については、私は非常に残念でならないというふうに思っています。

最終的には、私は貧乏人ですから弁護士を雇うということもないんですが、とりあえず1人で闘う予定でございます。損害賠償請求する方法も一つの方法かも知れませんが、それで和解をしたところでどうにもならないということに思っております。最後は死をもって汚名を晴らす道しかないのではないかなということで覚悟をしております。誠意ある回答をお願いしたいということで、9月17日までに期限を切って新聞社からの回答をお願いしているところが今の現状であります。今回の不信任に対する皆さんの十分な審議をしていただいて結論を出していただければなというふうに思っております。

貴重な時間をいただきまして申しわけありません。本当にありがとうございました。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

中西議長の退席を求めます。

〔中西裕司君退場〕

〔傍聴席で発言する者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

静粛をお願いいたします。

「中西議長の不信任」（案）の動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

「中西議長不信任」の動議

平成24年4月16日に中西議長含む6名の議員が、市が委託及び許可を出している特定の業者とお酒を含む高額な飲食を共にした、勉強会及び懇親会を嬉野市内の観光ホテルにて行っていた事が7月6日付けの西日本新聞の記事によって明らかになった。

記事によれば1人あたりの飲食費約1万円だったが、各議員は会費3千円を支払い残りは業者が負担した。後日、不適切ではないかと批判を受け、当日、出席した議員の一人が選挙管理委員会に問い合わせたところ公職選挙法に抵触する可能性があるとわかり、6人は約一ヶ月後の5月16日、飲食代の不足分として1人約7千円を業者側に支払った。

議員の職責とは鹿島市の議会基本条例第20条及び、鹿島市議会倫理綱領に「特定の利益を求めず」「議員は厳正公正を旨とし」と明記してある。特定の業者とお酒を伴った高額な飲食を共にし、疑念を抱かれる行為は倫理綱領を遵守しているとは到底思えない行動であり、

このような行動は今後、議員汚職の温床ともなりかねない。市民への多大なる信用失墜と議
会を混乱させたことも加え、議長においては極めて道義的責任が重いと言わざるをえない。
よってここに中西議長不信任の動議を提出する。

提出日 平成24年 9 月 7 日

鹿島市議会議長様

提出者	伊東	茂
	徳村	博紀
賛成者	中村	一堯
	松尾	勝利
	光武	学
	福井	正
	橋爪	敏
	松尾	征子

以上でございます。

〔傍聴席で拍手する者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

質疑に入ります。5 番角田一美君。

○5 番（角田一美君）

まず、今回の西日本新聞記事の件につきましては、この勉強会に参加した者の一人として、
非常に市民の皆様误解を招くような酒食つき勉強会を行ったことにつきましては、大変お
わび申し上げます。

ただ、この勉強会というのは、主に参加した 1 期生の議員が議長に勉強会をお願いしたと
ころですけれども、これまで、やはり 1 期生につきましては、一般質問等で質問をしたとき
に間違いがないように、いろんな形で勉強会をやってまいりました。県外、県内、あるいは
市内の企業、いろんなところで勉強会をやってきました。

今回の勉強会をやった経緯につきましては、3 月の定例議会におきまして、徳村議員の質
疑の中で市民の皆様に対して误解を招くような質問をされたことによって、我々はそういっ
たことで、いわゆる無知なことで一般市民の皆さんに误解を招いてはいけないということで、
し尿くみ取り、いわゆる一般廃棄物等の処理の実態について勉強会を議長をお願いをしたと
ころであります。

今回、これまでいろんな各種団体と勉強会をやってきた中で、いわゆる意見交換等をやる
中で、十分な意見交換ができるような酒食つきというのは、これまでも何回か議会全体で
もやってこられた。ただ、負担金のほうについては 3 千円ないし 5 千円と、今回議長にお願

いしてですね……

○副議長（橋川宏彰君）

角田議員に申し上げます。質問は簡潔にお願いいたします。

○5番（角田一美君）続

はい、わかりました。

それで、いろんなことで、この件につきましては市政運営上極めて重要な案件でありまして、市政運営、あるいは議会運営について非常に重要なものです。したがって、この7月6日付の西日本新聞を読んだ市民の皆様に対しては、いわゆる真相を知る権利を奪うということになります。そういった形で、7月6日開催の鹿島地区の高津原の議会報告会の際に、議長会の会長様からもこの新聞に掲載された記事が事実かどうか真相を究明すべきということで御指摘を受けて、その際、総務委員長の福井議員から9月議会までに真相を究明して市民の皆さんに報告するということを約束されたわけです。そういったことで、我々参加した議員、あるいはそこに関係した5業者との事実を問いただす場を我々はお願いをしたところですが、これが実現されなかったわけですが、どうしてこれが実現されなかったのか、そこら辺を議会運営委員長に御説明をお願いしたいと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

先ほどの角田議員の質問にお答えをいたします。

何点か私に関しての質問もありましたが、勉強会が起因しているということでありましたら、私になぜ声がかからなかったのかということも疑問ですね。それもありますから、その点についてもちょっと疑義がありますけれども、この点は本題とずれますから、後からでいいです。

ちょっと長々とされたから質問内容がよくわかりませんが、議会運営委員会を開きましたところ、本人——6人の議員ですね、参加された議員が自分たちでそういう機会と場所を設けてされればいいと、そういうことで議会運営委員会の中で話が決まりましたので、ぜひ6名の方でそれをやっていただいたほうが市民にきちんと説明がいくと思います。

そしてもう1つは、私どもが皆さんからお聞きしたことを伝聞としてまた市民に伝えるということが、内容として曲がって伝わるということもございますから、皆さんの口から直接市民向けに発したらそれが一番いい方法じゃないかなというふうに私は思っております。先ほど申しましたように、議会運営委員会ではそのような形で決定をいたしております。

○副議長（橋川宏彰君）

6番伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

今、角田議員から質問があったことの中で、まずおわびをされ、1期生として一般質問等で間違いがないように勉強会をこれまで繰り返してきたと。おっしゃるとおりに、昨年度改選後に常任委員会にて商業、農業、漁業、保育会など関係団体と意見交換会を行っております。

もちろん環境問題等について、し尿収集の許可業者及びごみ収集委託業者との勉強会を行うこと自体に否定はしません。しかし、議長として勉強会に議員を呼びかけるなら、もっとオープンに所掌の委員会との勉強会、もしくは議員全員参加の勉強会を呼びかけ、なおかつ会場も議会フロアの会議室や委員会室、もしくは鹿島市内の会議室で行うことが適正だったと私は思います。記事を読んだ方は、密室での会議と受けとめ、疑念と不信感を覚えたからこそ、先日までの議会報告会であれだけの議会に対する要望と、そして失望をしたというお話をいただいたと私は思っております。

あと、今、角田議員のほうから真相をお話しする場をお願いしたがとございました。新聞が報道をなされた後、全員で話し合いという形で夜行ったことは覚えていらっしゃると思います。その中でも、参加をしなかった議員の中から数名から、皆さん方自主的に公開の場で行ったらどうかと何回となく議長含め6名の方に私たちは申し上げてきたつもりです。しかし、この2カ月間がたった今、何も皆さん方は行動を起こさなかった。そういうことも今回の不信任の動議の一つと考えております。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

5番角田一美君。

○5番（角田一美君）

その真相究明について、参加した我々議員を呼んで1回全員協議会を開催されました。しかし、その参加した議員においては新聞報道に書いてあるような業者からの値上げ要請はなかったと、それは確認をしていただいて、また、そのような行政から要請を受けた、議長から市長への要請があったかどうかを今回提案されている2名の議員から市長に確認をされ、それはなかったということでもあります。そういったこともありまして、いわゆる全員協議会の中でそういった事実確認というものはなされて、それから、我々は参加した業者からもそういった事実かどうかの意見を聞く場を設けるよう要請したわけですが、これがなされなかったと。それはどうしてでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

2つぐらい中に質問のような要点がありましたので、まず1つ目ですけれども、値上げの話があったかどうかということにつきましては、私どもの出している不信任の動議には関係あ

りませんので、これは私はどうでもいいことだというふうに思っております。ただ、先ほど角田議員おっしゃったように、真相、この部分を追及するという意味では、やはりそのような場を設けたということがありまして、皆さんがそういうふうなことを発言したということがございましたので。

そして、あと2つ目に、公開の場でなぜそれをしなかったかということでございますけれども、一貫して私たちは皆さんに申し上げてきたと思います。公開の場で自分たちでやりきれなかったほうがいいということを、これはもう話し合いの中でも申し上げてきました。そして先日、業者の方に議長室にお見えをいただいて、そういう話もしました。そしたら、やはり意見の食い違いというか、言葉のとり方の違い、要するに、公開してやるということと公式にやるということの見解の違いがあったということで、業者さんともこれはお話がついておりますので、この部分については、まだ十分時間今からありますから、今後皆さんがやっていただければいいんじゃないかなというふうに思います。

○副議長（橋川宏彰君）

5 号角田一美君。

○5 番（角田一美君）

答弁していただきましたけれども、市民の方は一日も早く事実関係を究明して市民の皆さんに説明せよということがあったわけですが、9月議会を待たずにせろということで、それを受けて、いろいろ協議を進めてきたんですけれども、そういった形で期限のないような、そういうような対応で議会の議運委員長としてよろしいでしょうか。やはり一日も早く市民の皆様に事実関係を確認していただくのが第一だと思います。

そういったことで、きょう急に動議の形で不信任案が出たわけですが、その事実関係をもっと市民の皆様にお知らせした中で、一日も早く――それが事実であれば、議長の不信任案、当然であります。こういった事の発端にいろんないきさつがあるようで、議会運営委員の中に入らない我々としては非常にわかりにくうございます。その点、議運の委員長に、本当に期限なくでよろしいでしょうか。一日も早く市民の皆様に報告する必要があると思いますが、いかがですか。

○副議長（橋川宏彰君）

10 番徳村博紀君。

○10 番（徳村博紀君）

お答えをいたします。

先ほどから何度も言っております。これは6人で行ってください。

○副議長（橋川宏彰君）

6 番伊東茂君。

○6 番（伊東 茂君）

角田議員の御質問にお答えをいたしますが、議会運営委員会の委員長として一日も早く真相を出すべきだとおっしゃいますが、今回動議に出しているのは、そのことよりも、まず3千円とかいう会費を最初設定した中で、料理が出てきた後、それが実際は10千円近くであって不適切という選管からの答えを得て、後日7千円分余りを支払ったと、一番はここなんですよ。

議会報告会、何回もごらんになったと思います。ケーブルテレビでもあったし全員協議会の中でもお話をしたと思いますが、一般の方、市民の方、皆さんは常識的に考えて、3千円の会費で3千円以上の料理が出たらその場で精算を申し出るのが普通ではないかと。なぜ後日、1カ月以上もたって、そういう指摘があったからそれを支払った、そこにはあなた方は何も触れない。記事で業者から手数料の値上げの話があったかなかったか、そこを1点だけ突いてこられるが、それは質問として非常にどうかなと私は思います。今回動議に出している文章をしっかりともう一度と読んでいただき、質問をしていただきたいと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

5 号角田一美君。

○5 番（角田一美君）

動議の説明によりますと、そういったことで、いわゆる業者からのおごり、議員はおごりおごられたということについてですけれども、やはり業者からは何らかのおごるに当たって期待してのおごり、あるいはおごられる、それがあるわけですが、今回の手数料の値上げの問題については、議会では額の決定についての権限は何らありません。いわゆる市長の事項でありまして、そういったことで、このことが非常に一番の事の始まりであって、これを横に置いて云々ということはあると思います。高額の飲み会をやって3千円しか払わなかった。

我々は最初、勉強会をやって3千円程度の夕食と思っておりました。質問項目は6項目にわたっておりまして、いわゆる法律的なことが多くて、県の環境整備事業協同組合の前理事長さんのほうから講師をしていただきましたけれども、十分な意見交換というものができなくて飲みニケーションのほうに至ったわけです。その点、当然途中でその差額は払うということをお願いをして、ちょっと精算がおくれたわけですが、こういったことで誤解を招く事態となったことに対しては、非常におわびを申し上げたいと思います。この点については幾ら言っても言いわけになりますので、この辺で終わって次の方にお譲りしたいと思います。どうも。

○副議長（橋川宏彰君）

10 番徳村博紀君。

○10 番（徳村博紀君）

これ以上もう質問はされないほうがいいんじゃないかと思います。これから少し質問をさ

れる方いらっしゃると思いますけれども、答弁の内容によりましては、この6名の方に相当不利益な答弁をせざるを得ない状況も生まれてきますので、その点については御了承を願いたいと思います。

先ほどの角田議員の質問にお答えをいたしたいと思いますが、議会はこの業者と関連して見返りが無いということでした。私も法律は余り詳しくないんですけれども、角田議員は少し勉強不足の部分があるんじゃないかなというふうな気がいたします。

条例の中で、し尿処理の運搬業務というのは18リットルで幾らというのが条例で定められております。条例改正は議会の議決事項です。ですから、その部分もきちんと法律は100%わかった状態でやはり質問をされるべきじゃないかなというふうに思います。100%法律を知って質問をされている方はほとんどいらっしゃらないと思いますから、その点は注意して質問をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

ほかありませんか。4番竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

私も勉強会に参加した一人でございます。その点でいえば、この動議の中にあります「市民への多大なる信用失墜と議会を混乱させた」ということもございます。その原因となったことにつきましては、率直におわびを申し上げたいと思います。

それでは質問ですけれども、7月16日付の記事によればという書き出しといいますか、導入部分として新聞記事を引用されての動議というふうに構成をされていると思いますので、議会でもこのことについては十分調査をされていると思います。そのことについてお尋ねを申し上げます。

角田議員のほうからもありました、この動議の2行目のところにもあります「勉強会及び懇親会」という、勉強会が、新聞では「し尿収集運搬手数料をめぐり」という表題を打たれ、中では、手数料の値上げを依頼するための勉強会といいますか、懇親会であったというように読める記事になっております。このことについて、提出者は勉強会がどのような位置づけのものであったというふうに理解をされているのかお尋ねをいたします。

先ほど徳村議員のほうからは、このことはどうでもいいという趣旨の発言がなされましたけれども、このことが一番最初の一步というですかね、このことから派生していろんな問題が出てきているんだと思います。議会で調査をされた勉強会の内容についてお尋ねをいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

先ほど勉強会の位置づけということでございましたけれども、今回、議長の不信任の動議ということで、それは問うておりません。ですから、議長の不信任というのは、10千円分を3千円で飲み食いしたほうが悪いんじゃないかということを行っているだけです。ですから、その分に触れたいということであれば、ほかの機会をとらえて6人の方で説明をされればいいというふうに私は思っておりますから、その点については皆さんたちでお調べいただければいいと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

4 番竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

勉強会がどのようなものであったかというのは、これは調べるまでもなく出席をした議員はわかっておることでございます。でも、出席をされなかった議員の中にこれに疑義を持っている方がいらっしゃるということで、いろいろお聞きもされましたし、その後、業者の方とも話をされていると思います。この勉強会が何であったかというのもわからずに、統一した見解もなくその後の不信任に至るまでの話し合いが重ねられてきたのか、非常に不明瞭です。

もう一度、再度お聞きをいたします。勉強会についてはどのような認識を持っていられるのかお伺いをいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

お答えいたします。

先日、業者の方ともお話をさせていただきました。勉強会についてどうなのかということ業者の方から言われました。私は、勉強会は大いにやってくださいと。ただ、先ほど伊東副委員長からもありましたように、勉強会のやり方そのものに問題があるんじゃないかということでございます。ですから、会場は全員協議会室でもいいですし、この議場の中でもいいでしょう。そして、呼びかけは委員会、組織対組織でやれば何の問題もなかったということです。ですから、その勉強会のあり方について問題があるんですけども、これは今回、不信任を出しております本論からいえばちょっと議題がそれてしまうような形ですので、答弁はこの辺でとどめたいというふうに思います。

○副議長（橋川宏彰君）

6 番伊東茂君。

○6 番（伊東 茂君）

竹下議員のほうから、勉強会の中身についての認識をどういうふうに持っていらっしゃるかということですが、これは議会報告会のときにも配付をされましたから、持っていらっし

やる方もいると思います。これが当日の勉強会での質問内容です。（資料を示す）そして、きょう私たち議員にこういうふうな、業者の方から当日勉強会をした内容等が書いてございます。（資料を示す）

先ほどから私も言っていますとおりに、勉強会自体は認識を高めるために、一般質問や議案審議等で間違いがないようにと角田議員がおっしゃるとおり、それは構わないと私は言っているんですよ。しかし、先ほどからお話をしているように、嬉野のそういうふうなホテル等で行われたこと、それと、非常に私は不審に思うのが、きょう渡されたこれ（資料を示す）と、先日、浜の議会報告会で渡されたここ（資料を示す）、この一番上のところのファクスの通信者、これは業者の名前からこの質問事項を書いている。ここのあたりも、どうしても何かしら不審に感じるところが出てくるのはしょうがないことだろうと思います。

竹下議員がおっしゃるとおり、勉強会の中で手数料の値上げ等の要請とかもなく、そういうふうな話をしていない。それは議員16人全員が集まった話し合いの中で聞いておりますから、それは私たちもこの動議の中に何も入れておりません。最初からお話をしているように、この動議は議長に対する動議です。議長として議会を束ねる、指導をしていく人間として不適切だということでこの不信任案を出しているんです。今質問をされているこの勉強会等の質問事項については若干ずれてきているような気がいたしますので、この動議の内容について質問があればお願いをいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

4番竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

そうやって先ほども徳村議員のほうからも伊東議員のほうからも、この勉強会の内容については今回の不信任案の動議から外れるものだというふうなことを言われます。しかし、この動議書を見ますと、頭の部分にそういうふうなことが書いてあります。書いてある内容についての疑義を質問しているわけです。だから、勉強会については全体的でやれば何ら問題がなかったというふうに認識をしたところです。

このことも本論からずれるというふうに言われるかと思います。下のほうで、なぜその場で精算をしなかったのかというふうなことを先ほど言われました。そのことについては、私たちも今、何であるときに精算をしてしまわんやっただろうかと反省をしているところであります。

ただ、この上のところにあります、嬉野でこの会議が持たれたということが非常に問題であるかのように言われますけれども、こういった懇親を伴う、伴わないを別として、鹿島市の議員が嬉野でこういったことをすることは問題だというふうに考えられているのかお尋ねをいたします。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

静粛をお願いします。

10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

先ほどの竹下議員の質問にお答えをいたします。

少しでも鹿島市内の業者の方に飲食代が落ちるということは、鹿島市の活性化のためにつながりますね。ですから、1人10千円ですかね、10人で120千円、その売り上げが1日に120千円店舗であれば助かりますよね。ですから、そういうことですよ。ですから、私は問題があるとは言っておりません。ただ、鹿島市民の皆さんの感情を考えていただきたいということを申し上げているんです。

先ほどその場で精算すればよかったということでございますけれども、これは反省して済んだったら、誰でも反省して終わりなんです。ですから、この部分については、本当にこの6名の議員がこの件についてきちんと自分たちの意思表示をして私たちが悪かったという謝りをしていないからこそ、これだけ多くの市民の方々の関心になっていると私は思っております。ですから、その部分については、こういう質問をする前に、まず自分たちがどういうことをやったのかということを反省してから行っていただきたいと思います。

〔傍聴席で拍手する者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

静粛をお願いします。

6番伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

竹下議員の質問にお答えをいたしますが、徳村委員長は鹿島市の活性化も含めて地元ということでしたが、それはいろんな私たちも県の議会の勉強会等でほかの地区ですることもございます。それはとやかく言うつもりは私はございません。ただ、私たち議員は市民の方から信頼をされないと幾ら議論をしても同じことでしょう。このセット、嬉野のホテルで行われた、3千円の会費、これを、最初は3千円払ったが、料理を食べた後、それよりも高いとわかりながら後でお金を支払った、私はここを言っているわけですよ。この今の幾つかを総合的に考えて市民の方も疑念を持たれている。

そして、あの記事の中に、先ほど議長は一問一答のやり方にも自分の持論をお話しされましたが、しかし、あの記事が100%全て間違いとは言えないのではないですか。あなた方も3千円の会費を支払ったこと、嬉野市で行ったこと、後日、選管から言われて、そして7千円払ったこと、それも私たちに間違いはないと言ったじゃないですか。そこが一番の問題だと私は言っているんです。

もう一度言います。嬉野市、他市で勉強会を行うことに否定はいたしません。しかし、こ

の状況は極めて疑問を感じさせる行いだったと、そういうふうに私は思っております。

○副議長（橋川宏彰君）

このまま議事を進行いたします。

4 番竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

またお叱りを受けるのかもわかりませんが、十分こういったときには自分の思いというんですかね——を伝えながら討議をする、こういった疑問に思うところは質問をしながら、そして、反省するところは反省をしていきたい、そういう気持ちであります。

嬉野でやること自体が問題ということではなく、この全体的なことが問題であり、一番問題であったのは支払った会費が3千円だったというところだというふうに言われたんだと思います。

質問についてはこれで終わりたいと思います。後で討論をさせていただきたいと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

先ほど、最後に竹下議員が問題点は3千円の会費だったのかなということを言われましたけれども、実際、言葉尻だけとらえてみれば、これは多分、多くの皆さんがそれはおかしいんじゃないかと。やっぱりその部分が自分でおかしいと思っていないということのあらわれのような口調で申されたんですけれども、その点については私も質問をしたいぐらいなんですけれども、この点についてはこれにとどめておきたいというふうに思います。

皆さん意見がある方いっぱいいらっしゃると思いますから、ぜひ6名できちんと会見を行ってください。

○副議長（橋川宏彰君）

ほかありませんか。8 番松本末治君。

○8 番（松本末治君）

8 番松本です。私は今の動議の内容からしますと第三者的な立場で質問をしたいと思えますけれども、きょうは各区の区長さん初め、いろいろ鹿島市議会を心配して傍聴に来ていただいているものだと思っております。その中で、何でこの不信任案が出たのかというのは、先ほどの質問、答弁等で十分わかりましたし、傍聴の方、ケーブルテレビを見ておられる市民の方もわかりだろーと思えますけれども、この状態になった、こういう形にならなければならなかった原因は何だったのか、その原因の追及をしていいかどうかをお尋ねいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

お答えをいたします。

ここで松本議員からこういった質問が出るということに関して、私は以前、辞職勧告が出たときに、松本議員のフォローを後先省みずやりました。そういうことも含めて考えてみますと、非常に残念です。悲しい限りでありますけれども、お答えをいたしたいと思います。

その点については本論とかかわりがございませんので、その点についても6名の議員で行っていただければと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

8番松本末治君。

○8番（松本末治君）

今のことで、ちょっとわからんわけですが、今回の動議についての原因を尋ねていかということが、何で過去の私と徳村君との関係に関係があるのかなという思いがいたしますけれども、というのは、やはり原因があってこういうふうな事件的な、もちろんこの内容を見ますと、私も議長として、議員として、どうよかことばしても、一つだけ悪かことしたら議員というのは失格です。そういうことを考えますと……（「本人の言葉で質問してください」と呼ぶ者あり）はい、よかです。

どういうふうな形になるかわかりませんが、原因について一つ二つお尋ねをしたいと思います。

というのは、6名の当事者でやれということばかり今言われておりますけれども、時系列的には、7月6日の西日本新聞社の記事、これがちょうど7月6日の議会報告会、鹿島地区と七浦地区やったのですかね、そのときに、鹿島地区からこの新聞記事のコピーが参加者に回って大変な騒動になった。この新聞記事を見ればそうだろうと思います。

しかし、ちょうど振り返りますと、議長からさっきの弁明というか、西日本新聞社に対する公開質問状のことでありました。内容的にちょっと聞き取れないところもありましたけれども、多分6月議会の終了間際だったと思います——終了してからですか。8名の議員が議長室に来られて、何とか。そのときに、新聞記事をとめたとかって。その新聞記事の内容は何だったのかということをお尋ねしたかですが、多分議長の不信任動議だったろうと思います。不信任動議をせんやったけんが新聞は出さんやったとばいというふうな形じゃなかろうかと思いますが、それを副議長がそういうふうなとめたということを言われたというのが本当なのかを、副議長答弁されんと思いますから、誰かが答えていただきたいと思いますけど。

○副議長（橋川宏彰君）

6番伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

松本議員からの質問にお答えをいたします。

新聞が出たのが7月6日、たまたまそれが鹿島地区の議会報告会の始まりでございました。しかし、これは何も関係がないもの、そのように私は理解をしております。

また、その前に議長室において新聞の報道を差しとめた等、今お話がありましたが、議長室に行ったことに間違いはございませんが、そういうことは私は知り得ません。

また、先ほど橋川副議長がそれにかかわるという御質問もございましたが、これもありません。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

冒頭にも申し上げましたけれども、不利益になるような答弁をせざるを得ないという状況もありますので、前もってこれも御了承を願っていると思いますけれども、私もその場において、私が記憶している部分をお話を申し上げますと、議長の口から直接、これぐらいの内容だったから新聞も取り上げなかったんだろうというふうな発言がありました。これは議長に確認していただければとわかると思いますけれども、そういう発言がございました。ですから私も載らなかったんだろうというふうに思います。

○副議長（橋川宏彰君）

8番松本末治君。

○8番（松本末治君）

私は6名の議員を擁護するために言っているわけじゃなくて、本当の真相を究明して、そして、きょう傍聴に来ておられる方に本当の御理解をしていただきたい。新聞記事を見ますと、もちろん議長も、ほかの議員も、問われるに仕方がない状況じゃなかろうかと思います。そこで、その原因はということで私は申しているわけです。

というのは、最初角田議員からあったともひっかかっておるわけですがけれども、3月議会の——直接この提出者の徳村議員に関係することですので、徳村議員が質疑の中で、業者との問題で間違った質問、提言をしたということからの議会と議員、一期生だけが勉強会にかたられたということが一つは問題というようなことになっておるようではございますけれども、特にさっきも、今回の改選後、新人の5名の方は積極的な勉強を自分たちからされている。それで、そのことについても、そんなら市民の皆さんに誤解を招いてはいかんというようなことで勉強会に参加された。それが大きなわなにはまってしまったというような、そういうことなので、その辺をやっぱりはっきりせんと、何か私も自分自身がはっきりしないというところであります。悪いところばかりとって、非をばかり責めてということであると、誰でも議長もでけんし議運委員長もでけん、委員長もでけん、そういうことじゃなかろうかと

思うわけですね。みんなで盛り立てていかにやいかんということだろうと思います。

そういう意味で、さっきのところに戻りますけれども、それでは、徳村議員に3月議会についての業者からの質問状というのが出たということを聞いておりますけれども、それは事実ですか。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

まず前もって言うておきますけれども、私の質問は市民全体の公益性を考えた質問です。そこで私が法律を理解せずに質問したということが起因しているということであれば、それは甘んじて受けましょう。

先ほど角田議員の質問がございました。勉強会をされているのに18リッター当たり168円という金額も条例で定められている、これが議決事項であるということも知らないということはどういうことなのか。私としては、私だけが質問の内容で責められることではないというふうに思います。ほとんどの議員は100%法律を理解してやっている方なんて100%あり得ないと思います。ですから、その部分についてどうかと問われる前に、まず皆さんが反省しているかどうかなんですよ。

1つこの件について質問がございましたので、軽く触れて答弁にさせていただきますけれども、7月4日にこの業者の方たちとは私はお話し合いをして和解をいたしております。ですから、この不信任案については、これは法に触れるかどうかということについては完全に別件であります。原因がどうあれ10千円分を3千円で飲食したと、この事実は変わらないんです。ですから、これが許される行為ではないということで不信任を出しているわけです。ですから、その部分については御理解をいただきたいと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

6番伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

今、松本議員のほうから、まず真相究明をして、そして、その原因から勉強会に出向いた6人がわなにはまった、非常にこれはおかしい質問ですね。何か問題をすりかえているんじゃないですか。今回、この動議に出していることがそういうふうな何が原因で勉強会を行ったかというよりも、勉強会を行った事実は事実なんです。それに対して私たちは言っているんです。

そして、あたかも徳村議員が何かこの報道された発端になったかのごとく質問をされていますが、じゃ、私は逆に皆さん方——その6人の方がどう思われているのかわからないですが、こういうふうに内部から誰かが不適切とかお話があったのを新聞に載せたのが責任等み

たいなお話が前回の全員での話し合いのときも出てきましたが、それはおかしいところだと私は思いますよ。じゃ、そういう人がいなかったらこれが日常化されていくんですか。それを市民の方は議会報告会でも言われているんですよ。その言葉が議長の新聞に載っている一問一答のあらわれなんですよ。

私は何回も言うようですが、議員として、市民の皆さんの代表者として議論をして、市政に反映、貢献をしなければならないんですよ。そこで、その後、市民の皆さんにそれをお伝えしなければならない。しかし、先ほどから私が言っているとおり、2カ月の間、市民の皆さんにこの問題に対する説明責任、これを議長が行っていないということも含めてこの動議は出しているんです。議会改革推進の声を高らかに言う前に、議員として襟を正すことを私たちは問いかけていることです。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

8番松本末治君。

○8番（松本末治君）

済みません、もうやめようかなと思いましたが、全員での話し合いとかというところまで戻られましたので、それならば、私もそこにちょっと戻らせていただきます。

何でこれだけおくれてしまったのかということをお尋ねします。

6名の議員で場をつくって釈明をしろというのは、このごろの話じゃなかろうにやと私は思います。6名の議員に聞いてもらえばわかりますけれども。多勢に無勢ですから、今の世の中、多いほうが勝ちということになりますけれども。

というのは、先月の28日ですか、全員協議会がありました。その後、執行部からの9月議会に対する説明委員会ということになっていたと思います。その全員協議会が終わったところで、もう9月に入ろうとしている、9月議会が始まるというところになっておるのに、鹿島地区の議会報告会でのそのときの代表として福井議員が答弁をされてこられておるということをそのときの議事録で私、拝見しましたから、そんなら福井さん、早目にちゃんとした報告はせんばいかんでしょうもんというような形で、何でおくれましたか、7月13日に業者との話し合いをする計画が、今副議長、議長席におられますけれども、副議長が10人の代表として——関係ない10人ですよ、16人ですから10人いる——で副議長が音頭を取ってその辺の事情を解明しよう、そして報告をしようというようなところが途絶えていた。私は盆前ごろからそういうふうな思いでおりました。しかし、そのとき申したと思います。副議長が体調不良で入院されていたから、私は連絡をとれなくてきょうになったわけですが、その非を、責め過ぎてはいかんですけれども、やはり副議長にも責任あつちやなかですかって。早目にするようにせにやいかんでしょうもんということを私は申し上げたと思うわけです。すよ。ですね。

そういうことですから、ぜひ6名でせろというのは近日中に出てきたようなことだろうと思いますので、やはりそれならそれのごとく対処してもらうようなことを、私はある区長さんから言われました。早う議会としてちゃんとした説明責任をとれ、そうすることで議会も安定すつとやなかなというようにことを御指導いただいておりますから、そういう思いでずっとおったわけですよ。そういうことなのです。

これ以上言っても水かけ論でしょうから、私は第三者の立場として申し上げているつもりです。どっちに味方する、賛成するじゃなくて、私一人が第三者的立場じゃなかろうと思いますけれども、そういう思いで質問をいたしました。

これで終わります。

○副議長（橋川宏彰君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

質疑を終わります。

討論に入ります。4番竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

4番議員の竹下勇でございます。討論に先立ちまして、今回、私たちが参加しました勉強会が発端となり、市民の皆さんに不愉快な思いをさせ、本日、こうして議長の不信任案が提出される事態となりましたことに対しまして、おわびを申し上げます。

私は、市会議員ではないある先輩議員から、議員は李下に冠を正さずであり、自分では市民の皆さんに恥じる行為はなかったと思っていても、疑いを持たれるような行為は慎むべきものだということを教えていただきました。このことを肝に銘じて議員活動に生かしていきたいと思っています。

今回、私はこの不信任案に反対の立場で討論に参加をいたします。

議員は物事の判断をするとき、法律や条例を基本に置き、見聞きをし、なるべく感情的にならないようにしていくべきものだと思っています。なぜなら、そうすることが住民に対し平等に接することにつながるからです。

昨年5月に中西議長が誕生して以来、いろいろな感情や思惑を抜きにして、議長としての役割を果たしてこられたのかと問われたら、開かれた議会を目指し議会改革に取り組まれたり、会合の挨拶の中で議会の取り組みを紹介したり、ほとんど休むことなく議長の任を果たされてきたと思います。議員の皆さん、感情的にならないで理論的に考え、きっかけとなった勉強会の真相解明前であり、これから議案や補正予算を審議する前の、この時期の不信任案に対して判断をしてほしいと思います。

私が反対をする理由は次のとおりです。

理由の1番目です。提出者と賛成者が8名になっていますが、何をどこまで説明されて、この9月定例会の冒頭に不信任案を提出されたのか理解ができません。

理由の2番目です。新聞記事が掲載されてから、料金値上げのための接待だったのか、会費負担の問題、場所の問題、なぜ全員でなかったのかなど、いろいろな問題が指摘されましたが、議会内で説明をしていくと言いながら、日程調整ができ、業者を交えて意見聴取会ができるようになっていたにもかかわらず中止にされた。そんなタイミングでは正しい判断ができないと思います。

理由の3番目です。事の発端となった今回の勉強会は、業者の人が議員に対し手数料値上げをお願いするものではなく、知識を深めるためのものであったということです。

勉強会を行うきっかけとなったのは、平成24年3月議会でのある議員の浄化槽点検に関する質問が法的に理解が不十分なままなされていたので、新人議員も最低限の勉強の必要性を感じてのことでありました。このことに限らず、私たち議員は物事を多面的に見ることができるよう、日ごろから基礎的な知識では行政職員と肩を並べられるよう勉強を行い、市民目線で行政職員が気づかないことを指摘できるように、異なった考えの人たちと話をし、いろいろな側面から考え、個人の資質の向上を図ることが求められています。それだけではなく、議員間で討論し、議会議員全員が資質の向上を図ることはさらに必要なことです。なぜなら、市議会には住民の生活に直接関係をする条例の制定権や予算の決定権を持つからです。

理由の4番目です。この問題について、関係3業者から依頼を受けた弁護士から新聞社に対し抗議文兼要求書が提出され、事の真相が説明されようとしているとお聞きをしております。どのような結果になるかを見て、それから行動を起こすべきだというふうに思います。

このような理由で、冒頭申し上げましたように、騒動のきっかけとなったことに対しましては反省は反省としながらも、私は議員として、男として、人間として判断をいたし、議長不信任案に反対をいたします。議員は顔をさらしながら、個人個人の判断で行動をしていきます。提出者に名前を連ねた議員の方も、そうでない議員の方も、悔いの残らない判断をよろしく願いをいたします。

終わります。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番松尾征子です。ただいま提案をされております中西議長不信任動議について賛成です。以下、その理由を述べたいと思います。

鹿島市議会には、鹿島市議会倫理綱領や鹿島市議会基本条例があります。

鹿島市議会倫理綱領、読み上げさせていただきます。

「我々議員は、市民から市政に対する権能を信託された代表であることを自覚し、政治は

主権在民をもとに法によって運営されるべきものであることを共通の政治理念とし、高い倫理的義務に徹し、もって清浄で民主的な市政の発展に寄与するため、ここに鹿島市議会倫理綱領を定める。

1 我々議員は、市民全体の奉仕者としてその重要な使命を認識し、特定の利益を求めず、全体の利益を目指して行動することを本旨とする。

2 我々議員は、議会制民主主義に照らして議会の機能を全うし、市政の発展と市民生活の向上に寄与するという重要な使命を認識し、高い識見と洞察力を涵養すべく不断の自己研鑽に努める。

3 我々議員は、厳正公平を旨とし、市民の信頼にもとることがないよう真摯な態度を堅持し、議員本来の使命に最善をつくすことを責務とする。」、ということが書かれています。

また、鹿島市議会基本条例、その前文には、「地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大する中で、議員の合議体である議会は、市長とともに市民の直接選挙により選出された市民の代表であるという二元制の一翼を担う機関として、その果たすべき役割と責務は益々重要なものになっている。

議会は、市長その他の執行機関と対等な関係を構築し、市民の福祉の向上と将来のまちづくりに向けて、意思決定機関及び行政の監視機関としての役割を十分に発揮しなければならない。

市民の代表として選ばれた議員は、市民の代弁者であるとともに、市民協働のまちづくりを実現するために、市民への情報発信と意見の収集を積極的に行い、政策立案能力の向上に努め、あわせて議会での意思決定に関する説明責任を果たす必要がある。

よって、ここに鹿島市議会は開かれた議会を推進し、議会運営の基本的事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にして、市民の負託に応えることを宣言し、この条例を制定する。」ということになっています。

その中に、「政治倫理」という項目があります。第20条です。

「議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、政治倫理の確立及び向上に関しては、鹿島市議会倫理綱領の定めるところによる。」ということがうたわれています。

議会は、このことを指針にしながら、開かれた議会を目指して日々取り組みに頑張ってきました。特に中西議長は、この基本条例については何よりも誇りに思い、自慢に思われてきたと私は思います。なぜなら、昨年議長に就任されて以来、来賓として出席をされるその場での挨拶、必ずこの基本条例について誇らしげに皆さんに訴えてこられたのではないのでしょうか。また、基本条例をもとに、開かれた議会を目指す鹿島市議会への視察も多々ありまし

た。議長の冒頭発言でも、開かれた議会としてさまざまな取り組みをやってきましたとおっしゃいましたが、これは私も認めるところです。本当にこれにかけてこられたと言っても私は言い過ぎでないと思います。この誇りある綱領、基本条例をみずからが踏みにじってしまったことは、議会はもちろん、市民に対する大きな裏切り行為だとしか言いようがありません。

まず、一部議員を抱き込んで勉強会と称し、明らかに十分でないといわれる会費の設定をして酒席を設ける。後日、指摘されたので不十分な分を支払ったということだが、これは許されるものではありません。

また、新聞記事の議長の一問一答の回答は、関係ない議員の信頼まで失うことになりました。非常に残念なことです。政党所属や主義主張の違いがある人の集まりの議会ですが、市民の負託に応えていくために、綱領や基本条例に沿ってみんなが一致できることを楽しみに取り組んできた私にとっても、中心に頑張ってくれると思った議長に裏切られたことは許せないことです。

事が起こってからこれまで、私たち直接関係ない議員にとってもいろんなことがありました。ただ、私はこの間、議長がこの事の重大さに気づいて、市民に説明をし、謝罪をして、みずから議長としての役をおられることを今の今まで望んできたわけですが、議長には罪悪感はないばかりか、新聞記事が間違っているというような指摘をするばかりです。

本日、会議冒頭にも議長の発言がありましたが、これについても、全く反省がなかったと私は思っています。このような状況では、今後中西議長のもとで議会運営にはついていけません。議長が即時議長席をおられることを望むものです。

最後になりますが、鹿島市議会が市民の皆さんから失った信頼を取り戻すのは簡単ではないと私は思います。しかし、私たち16名の全ての議員が鹿島市議会倫理綱領、鹿島市議会基本条例に基づいて、市民の負託に十分応えられるように全力を尽くすことが望まれていると私は思います。今回のことを教訓として、さらに全力を尽くす決意を述べて、討論にしたいと思います。

以上です。

〔傍聴席で拍手する者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

先ほどの竹下議員の討論に対して反論を申し上げまして、私はこの動議に対して賛成の立場で討論をしたいと思います。

まず、4点ぐらいこの反対に対して挙げられたと思いますけれども、まず1点目の全員がどこまで解明しているかと、これは最初に言いましたように、動議の文章で事は足りている

と思っております。ですから、そのほかの枝葉の部分が変わっていても、この根幹の部分は間違っていないということですから、それは知らなくてもいいんです。3千円で10千円分を飲み食いした、これは悪いことなんです。それだけなんです。

2つ目の、議会で説明するということ saying it のということでしたけれども、議会は、それは調査権を持たないところで調査をするということになります。結果的に反省が見られない状況の中で、これが自分たちに不利益になるようなことを発言するかどうかという疑問もございます。

3つ目、知識を深めるために勉強会をしたということでございましたけれども、これは法律を六法全書か持ってきちんと勉強すればいいんじゃないかなというふうに思います。

4番目、関係業者から今新聞社のほうに抗議が出ているということでございましたけれども、その後に行動を起こすということでございますけれども、もう7月6日から2カ月もたっているわけです。それをそのまま放置しておいた、この関係者の皆さんの責任じゃないかなというふうに思います。

ですから、これからまだまだ時間は十分あります。私から要望といたしまして、皆さんにこの真相解明をぜひ自分たちでやっていただきたいというふうなこともあります。そして、議長の不信任出しましたけれども、これは法的な拘束力ございません。ですから、今後、議長が自分でやめられるかどうかというのは疑問が残りますが、この点については、今傍聴の皆さんも市民の皆さんも大きな関心事になってくると思いますので、この点についてはしっかり議長には考えていただきたいと思います。

私は、この文書をもって賛成の立場で討論をしたいと思います。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

8番松本末治君。

○8番（松本末治君）

私は、罪を恨んで人を憎まずじゃなかですけれども、今の時点での議長不信任案について、反対の立場から討論をいたします。

先ほども賛成、反対の討論の中でもあっておりましたけれども、今の時期、本当に不信任案提出が妥当な時期なのか、それは、もちろんここにお見えの区長さんたちは早急に対応しろというのが本当だろうと思います。しかし、やはり相手は新聞社でありますし、そう簡単に動くようなことではなかろうと思います。ただ、さっきもあっておりましたけれども、西日本新聞社としての動きも幾らか見えているというようなことがありますから、反対という立場をとりたいと思います。

もちろん、中西議員個人として、昨年の6月、私は申し上げたと思いますけれども、市民の人からもかなり好かれていない議員の一人だと思います。その点については、私も不満の

点もないわけではありません。しかし、鹿島市議会議長として、先ほど松尾征子議員からもあっていましたが、本当に昨年議長就任以来、一昨年の解散前ということで議会基本条例が通りました。解散前であったから私は通ったと思っております。で、議会基本条例遂行に向かって議長が全力で取り組みをされてきたというのは、今、松尾征子議員からもあったとおりです。私もそのとおりに思っておるわけです。

そういうことで、我々議員も前期までの――私は前期しか知らんですけれども、前期までの議員活動、はるかに忙しいです。個人的な活動、議会活動、中西議長自身の体調もすぐれない面もあられるようなところもありますけれども、しっかり議長として入院もしないで無理して頑張っているところは見受けられます。

比較したら失礼ですからきょうは比較いたしませんけれども、そういう面も考えますと、今回、特に8月30日の、開かれた議会ということで、議会としては初めて、前回8年前子ども議会があったということですから、そういうことも議長提案での取り組みであったろうと思います。

それから、今回の問題につながったと言うと失礼ですけれども、6月29日、7月6日、7月20日の各地区での議会報告会、前回1回だけやった時点での議会報告会、手痛い質問等ありまして、もう議会報告会やるまいというような雰囲気であったわけですから、議会基本条例が通って、年に1回は議会報告会をやるんだということで、議員として反対したくても反対できないという部分もあったんじゃないかなと思いますけれども、そういうことで、こうしてきょうは区長さんたちが傍聴に来ていただける、本当に素晴らしいことだと思っております。悪い面であってもですね。ぜひ今後もこういうふうな傍聴を重ねていただき、我々議員に資質の向上に向けてのむちを打っていただければと思います。

そういうことで、今の時点での中西議長は私は評価するべきところではなかろうかということで、反対をする次第でございます。

蛇足ですけれども、きょうここに傍聴来ていただいている区長さん方、特に区長さん方をお願いをしたいと思いますけれども、今回の議会報告会でのアンケートを見ますと、「市議会議員に期待できない」、「勉強、努力が足りない」、「議員としての資質向上に努めてほしい」というような意見があっております。ぜひ、次期鹿島市議会議員改選期には議員定数を大きく上回るぐらいの候補者を、16人に対して倍ぐらいの候補者が出ていただく、そういうことが資質の向上にもつながっていくんじゃないかなということで私は思いますので、ぜひ区長さん方をお願いをして、私の討論といたします。

終わります。

○副議長（橋川宏彰君）

11番福井正君。

○11番（福井 正君）

11番福井正でございます。私は、「中西議長の不信任」（案）の動議について賛成の立場で討論をいたします。

今回一番問題になったところは、勉強会をしたということではないんです。10千円の料理に対して3千円しか払っていないという、この1点だけなんです。私も勉強会をすること自体は当然のことです。ただ、我々も勉強会をするときはお金は必ず割り勘にします。それが当然のことなんです。その1点が実は公職選挙法にちょっと抵触をしているという、その1点のみで、実はこの不信任案に賛成をしています。

きょう冒頭の中西議長の弁明がございました。全然反省をしていない。きょう提案者に対して質問がございましたけれども、その方たちも反省なさっていない。この状況は、やはり中西議長に対する不信任案を可決することによって、我々鹿島市議会の意気を示さなければならぬと私は思います。ぜひ不信任案に議員の皆さん、賛成をしていただくようお願いいたしまして、私の討論を終わります。

〔傍聴席で拍手する者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

ないようですので、討論を終わります。

〔勝屋弘貞君退場〕

○副議長（橋川宏彰君）

採決します。採決は起立採決で御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

これより「中西議長の不信任」（案）を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（橋川宏彰君）

着席ください。以上のとおり、賛成が多数であります。よって、「中西議長の不信任」（案）の動議は可決されました。

ここで議長を交代いたします。

〔中西裕司君入場〕

〔勝屋弘貞君入場〕

○議長（中西裕司君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

明 8 日から12日までの 5 日間は休会とし、次の会議は 9 月13日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 0 時56分 散会